

厚木市猫適正飼養推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、猫の適正飼養を推進するため、厚木街ねこの会に対し、猫適正飼養推進事業補助金を交付することについて、厚木市補助金等交付規則(昭和45年厚木市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象とする事業は、次のとおりとする。

- (1) 猫不妊・去勢手術の普及推進及び支援事業
- (2) 野良猫や子猫の保護及び里親への譲渡事業
- (3) 猫に関する相談事業
- (4) 猫の適正飼養に関する広報啓発事業

(補助額)

第3条 補助額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 厚木街ねこの会の代表者は、補助金交付申請書を毎年4月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第5条 補助金の交付時期は、毎年6月とする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた厚木街ねこの会の代表者は、事業実績報告書を補助事業等が完了した日の翌日から起算して30日までに市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。